

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和4年度 宍粟市消防審議会	
開 催 日 時	令和4年10月19日（水）14時から	
開 催 場 所	市役所 3階 庁議室	
議長（委員長・会長）氏 名	会長 波賀町連合自治会 代表 小林 晋八	
委 員 氏 名	<p>（出席者）</p> 副会長 千種町連合自治会 代表 阿曾 茂夫 山崎町連合自治会 代表 高岡 伸彦 一宮町連合自治会 代表 植田 聡 西はりま消防組合宍粟消防署 署長 橋岡 透 宍粟防火協会 事務局 中川 裕文 宍粟市消防団 団長 安原 勝則 宍粟市消防団 副団長 松本 二郎 宍粟市消防団 副団長 片山 善晴 公募委員 春名 修恵 公募委員 春名 文子	（欠席者）
事 務 局 氏 名	市長公室 公室長 水口 浩也 市長公室 危機管理課 課長 村上 正樹 市長公室 危機管理課 消防安全係 係長 長谷川 将知 市長公室 危機管理課 消防安全係 主事 久内 椋太	
傍 聴 人 数	1人	
会議の公開・非公開の区分及び非公開の理由	公開	（非公開の理由）
決 定 事 項	<p>（議題及び決定事項）</p> 諮問事項 （1）宍粟市消防団制度の改正について ①消防団員報酬の見直し ②5年未満で退団する消防団員の退職報償金見直し （2）条例定員の見直しについて （3）千種支団分団再編について  上記諮問事項について、事務局の提案のとおりとする。また、地域の防災体制及び消防団活動の維持という観点で、女性の消防防災活動への参画について検討することとする。	
会 議 経 過	別紙のとおり	
会 議 資 料 等	添付のとおり	

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容
委員 事務局	<p>1. 開会 2. 委嘱状交付 3. 市長あいさつ 4. 自己紹介 5. 会長及び副会長選任 6. 諮問     (1) 宍粟市消防団制度の改正について         ① 消防団員報酬の見直し             ※宍粟市消防団条例             事務局より資料のとおり説明を行った。以下は質疑等。 「出勤報酬について、災害出勤と災害以外の出勤で報酬に差があるのはなぜか」 「災害出勤については国の基準を参考にした。災害以外の出勤では交付税の積算単価や費用弁償の額を参考に設定した」</p>
委員 事務局	<p>「出勤報酬について、8時間を超えた場合は、8,000 円と 4,000 円でよいか」 「24 時間を超えない場合は、1日 8,000 円と 4,000 円となり、風水害等で 24 時間を超える場合はそれに上乗せとなる」</p>
委員 事務局	<p>「出勤報酬について、自然災害での行方不明者の人命検索を行った場合は、災害出勤と災害以外の出勤のどちらになるのか」 「具体的な判断はその状況によるが、風水害での人命検索は災害出勤になると考える。人命検索は通常の実方不明者を想定している」</p>
委員 委員	<p>        ② 5年未満で退団する消防団員の退職報償金の見直し             ※宍粟市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例             事務局より資料のとおり説明を行った。以下は質疑等。 「現在ある制度の廃止となるが、消防団としてはどう思うか」 「5年未満で退団した団員が再入団した場合に以前の年数を加算できるようになることや、報酬が増額になることもあり、問題ない」</p>
委員 事務局	<p>「退職金の表に 30 年以上とあるが、消防団に定年はないのか」 「慣例として定年制のある部はあるかもしれないが、宍粟市消防団としては定年制という制度はない。なお、退職金の表の年数と金額については全国的な基準となっている」</p>
委員 事務局	<p>「過去5年間の5年未満の退団者の数を見るとそこまで負担になる金額ではないのではない。また、勤続年数が加算される仕組みについて詳しく聞きたい」 「勤続年数の加算については、市独自の基準で5年未満の退団者に退職報償金を支払うと、その人が再入団して2度目の退団をしたときに過去の年数を除いた額で退職報償金を支払うことになる。市独自の基準をなくすことで、早くに退団した人が再入団した時に過去の勤続年数が加算される」</p>

委員 事務局	「過去の最長勤続年数はどれくらいか」 「およそ 35 年程度と思われる」
委員 事務局	「階級が変わるときに基準はあるのか」 「各部の中で任命されて決まる」
委員 事務局	「部に班長は何名か決まっているのか」 「班長の人数については、部に3名というところや、部の人数に応じて班長の人数を決めるというところがあるが、消防団全体の統一の基準はない」
会長	「宍粟市消防団制度の改正について、事務局の説明どおりでよろしいか」 各委員からの意見はなし。
	(2) 条例定員の見直しについて ※宍粟市消防団条例 事務局より資料のとおり説明を行った。以下は質疑等。
委員 事務局	「定員の見直しについては、諮問を行わず、事務手続きで実員に基づいた人数に見直すということによいか」 「そのとおり。今までは審議会での諮問を経て条例改正をしていたが、今回了解をいただければ、今後は審議会での諮問なしで実員の状況に応じて見直しをさせていただきたい」
委員	「条例改正は議決案件で、議会が見張り番としているので大丈夫だと思う」
委員 事務局	「定員と実員の差ができることの問題点とは何か」 「公務災害補償や退職報償金の掛金が定員に基づく人数で支払わなければならない。定員と実員の差の人数分も掛け金を支払っている状態となっている」
委員 事務局	「実員に基づいて掛金を支払うようにはできないのか」 「制度を行っている消防基金が掛金を定めており、全国的な一律の基準となっている」
委員	「余分な出費を防ぐためにも必要なことだと思う」
会長	「条例定員の見直しについて、同意するという事で回答してよろしいか」 各委員から意見はなし。
	(3) 千種支団分団再編について 事務局より資料のとおり説明を行った。以下は質疑等。
委員 事務局	「点検等は今までどおり行うことになるのか」 「部は今までどおりあるので点検も今までどおりだが、今後は部の再編も検討していくため、そうなった場合はその限りではない」
事務局 委員 事務局	「千種支団に2台あるポンプ車を有効に使うための分団再編となっている」 「団員は使い慣れないポンプ車を使うことになるのか」 「他の部も機動分団のポンプ車を使える体制をまずは構築する」

委員	「団員数の減少が問題となっているが、女性消防団員についても検討いただきたい」
委員 事務局	「過去にいた女性消防団員はどうなったのか」 「山崎で本部付けの女性消防団員おり、啓発活動等をしていたが、現在では女性消防団員はいない。他の市町では男性の団員と同じような活動をしているところもあり、宍粟市でも条例で男性に限定しているわけではない。ただし、女性消防団員の受け入れをするには詰所のトイレ等の問題がある」
委員	「必ずしも消防団員という形ではなく、自主防災組織や消防協力員としての活動という案もあるのではないか」
委員	「消防署の出前講座で、女性も含めた自主防災組織の方に訓練を受けてもらうことがいつでもできる」
委員	「女性消防団員については、具体的な案があるわけではないが、今後検討していただきたい」
会長	「千種支団の再編については事務局の提案どおりとする。また、千種支団に限らず、地域の消防防災体制の維持のため、女性の参画を検討していただくことを意見として付け加えてよろしいか」 各委員から意見はなし。
	7. 議事 (1)概要説明 (2)審議
	8. その他 (1)消防団各支団の再編状況について (2)消防団分団・部、機械交付金の見直しについて 事務局より資料のとおり説明を行った。以下は質疑等。
委員	「山崎町神野地区で、再編を行った第 10 分団は 31 名、再編を行っていない第 11 分団は 63 名となっているが、第 10 分団は人数が減ったから再編を行ったのか、再編を行ったから人数が減ったのか。また、部交付金の実員割について、一人当たりに出していた額がなくなるのか」
事務局	「第 10 分団は、人数が減り活動が困難になってからの再編では遅いと考え、まだ余力がある段階で再編を行った。その結果、それを機に退団された方もいるかとは思いますが、それでも早く再編すべきという考えで再編を行った。部交付金については、出動手当相当分という考え方で活動に限らず一人当たりの実員割の交付金があるが、今回審議していただいた出動報酬の創設によりその部分はなくなる」
	9. 閉会